

官報

号外
国会会議録

令和八年四月七日

○第二百一十一回 参議院会議録第八号

令和八年四月七日(火曜日)

午後四時四十一分開議

○議事日程 第八号

令和八年四月七日

午後四時三十分開議

第一 政治資金適正化委員会委員の指名

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、令和八年度一般会計予算

一、令和八年度特別会計予算

一、令和八年度政府関係機関予算

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

日程第一 政治資金適正化委員会委員の指名

内閣から、政治資金適正化委員会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めています。

よって、これより政治資金適正化委員会委員五名の指名を行います。

令和八年四月七日 参議院会議録第八号 政治資金適正化委員会委員の指名

つきましては、政治資金適正化委員会委員の指名は、議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、政治資金適正化委員会委員に野々上尚君、秋山修一郎君、片山泰宏君、大泉淳一君及び森田祐司君を指名いたします。

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長藤川政人君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

令和八年度一般会計予算外二件

〔藤川政人君登壇、拍手〕

○藤川政人君 ただいま議題となりました令和八年度予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和八年度予算三案は、去る二月二十日に国会に提出され、二月二十六日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、三月十六日より質疑に入りました。

以来、基本的質疑、一般質疑に加え、三回にわたる集中審議を行い、三月二十四日に公聴会を開催し、四月一日及び二日には各委員会に審査を委嘱し、本日、立憲民主・無所属及び公明党から原油高・物価高対策等を追加する旨の一般会計予算及び特別会計予算に対する修正案が提出されるとともに、徳永委員より趣旨説明が行われ、次いで、国民民主党・新緑風会から燃料油価格高騰対策等を追加する旨の一般会計予算に対する修正案が提出されるとともに、田村委員より趣旨説明が行われ、以後、原案及び両修正案について質疑を行うなど、熱心に審査を行ってまいりました。

質疑は、政府及び日本銀行の我が国経済に対する現状認識、我が国経済の供給力低下の要因と、あるべき対策、原油調達先の多角化に伴う設備投資支援、円安の要因と国内投資拡大の重要性、物価高対策を盛り込んだ暫定予算や補正予算編成の必要性、食料品の消費税率ゼロに関する政府の見解、財政支出と潜在成長率の関係に対する評価、中小企業への追加的な資金繰り支援の必要性、中東情勢の早期鎮静化に向けた我が国の役割、日米首脳会談を踏まえたイラン攻撃に対する法的評価、中東情勢を受けた原油価格高騰への対応策、

高額療養費制度見直しの是非、障害児福祉に係る所得制限撤廃の必要性、中東情勢を踏まえた医療機器の安定供給に関する取組、医療機関の経営状況を踏まえた診療報酬改定的重要性など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局した後、両修正案は予算総額の増額でありますので、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を求めたところ、政府としては反対であるとの発言がありました。次いで、討論を行い、まず、国民民主党・新緑風会提出の修正案を採決いたしましたところ、賛成少数で否決されました。

次に、立憲民主・無所属及び公明党提出の修正案を採決いたしましたところ、賛成少数で否決されました。

次に、政府提出の令和八年度予算三案を一括して採決いたしましたところ、可否同数となりましたので、国会法第五十条の規定により、委員長はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。森本真治君。

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 立憲民主・無所属の森本真治です。

私は、会派を代表して、政府提出の令和八年度予算三案に反対の立場から討論いたします。

本予算については、その内容に先立ち、予算審議をめぐる政府の姿勢そのものが問われなければなりません。こうした点も含め、予算の妥当性を検証する観点から、以下三点について申し上げます。

第一に、予算審議の在り方についてです。

本予算は、一般会計歳出総額が過去最大の百二十二兆円に達する内容となったこと等を踏まえ、例年以上に丁寧かつ十分な審議が求められるものであります。しかしながら、衆議院では、与党による強権的な委員会運営の下、審議時間の大幅な削減や分科会の未開催など、審議の充実という観点からは看過し難い暴挙が繰り返されました。

このような異例の事態は、さきの通常国会冒頭における衆議院解散に端を発しますが、そもそも、一月の衆議院解散によって年度内の審議日程が極めて逼迫した状況となり、本予算の年度内成立など到底不可能であったことは誰の目から見ても明らかであります。それにもかかわらず、本予算の年度内成立に固執する高市総理がこのようなびつな状況をつくり出したことは明白であり、国会軽視の姿勢は極めて遺憾であります。

総理は、本予算の年度内成立が実現しなかったことを受けて、自民党役員会で国民の安心と強い経済構築のためという思いを野党と共有できなかったと発言したと報じられました。まるで野党のわがままのせいで年度内に予算が成立できず、国民の安心と強い経済にマイナスをもたらしたとも言いたいのかと受け止めてしまいます。

しかし、暫定予算成立により国民生活への支障

は生じないというのが多くの関係者の見解であり、責任転嫁、問題のすり替えではないでしょうか。

二〇〇〇年以降を振り返り、暫定予算の事例を調べてみると三例あります。二〇一二年野田内閣、二〇一三年安倍内閣、二〇一五年安倍内閣。このうち二〇一三年、二〇一五年はいずれも前年十二月に衆議院選挙が行われ、選挙が予算成立に大きく影響しました。ましてや、今年は二月に選挙が実施されたことを考えると、そもそも無理なこと、野党の協力があるかないかの問題ではあります。野党の協力を得て、充実した審議を行い、かつ国民生活に支障を生じさせないために、暫定予算を成立させた。これが正しいメッセージです。

我々は、国会における熟議の重要性を軽視する政府・与党に対して猛省を求めるとともに、財政民主主義を守り抜く立場から、審議のプロセスに問題を抱える本予算を認めるわけにはいきません。

第二に、エネルギー価格高騰への対応であります。

本予算は昨年十二月末に閣議決定されたものであり、その後の中東情勢の急激な変化、とりわけ原油供給をめぐる不確実性の高まりを反映した内容とはなっておりません。足下では既に原油等の価格高騰が進み、エネルギーコストの上昇を通じて、家計及び企業活動に悪影響が及んでおります。政府は石油備蓄の放出や既存基金を活用した補助の再開などの措置を講じておりますが、これ

らは当面の対応にとどまり、影響の長期化を見据えた対策とはなっておりません。

また、今後のエネルギー価格高騰対策として、政府は予備費を活用する方針を示しております。しかしながら、中東情勢以外の不測の事態への対応余地を十分残しておく観点も踏まえ、本院での修正によって当初予算において必要経費を適切に計上することこそが、国民生活を守る上で、我々国会議員が現時点で講ずべき最善の方策であったに違いありません。

こうした認識の下、我々が委員会審議の際に提出した修正案は、ガソリン、軽油、灯油、重油、航空燃料の価格引下げとして一兆八千億円を計上し、事態の長期化に備え、当面必要となる財源を措置すること暮らしの安心を確保するほか、電気・ガス料金の引下げとして一兆五千億円を計上し、現行の三月分までの電気・ガス料金負担軽減支援事業について、補助額を一・五倍に拡充するとともに、半年間の延長を行うものであります。

さらに、物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯向けの給付金五千億円や、ナフサの供給減、価格高騰を受けた医療機関に対する支援経費五百億円等も計上しております。しかしながら、この修正案が否決されるに至ったことは甚だ遺憾であります。

エネルギー価格上昇の影響が経済全体に波及する現状を踏まえれば、我々が修正案で示した包括的対応は不可欠であり、具体的な対策を欠く政府案は全くもって不十分と言わざるを得ないため、反対するものであります。

第三に、高額療養費制度の見直しについてであります。

高額療養費制度は、医療費が高額となる場合に家計負担を抑制し、所得に左右されない国民の医療アクセスを支える基盤であります。委員会審議で明らかとなったように、今回の政府案にはなお重大な懸念が残っております。

まず、制度見直しの検討過程についてであります。政府は、医療保険部会の専門委員会において、患者団体の意見を踏まえ九回にわたり協議を行ったと説明しておりますが、最も重要な月額上限の引上げ額は最終回において提示され、当該水準について患者団体の意見が十分に反映されたとはいない状況にあります。制度の影響を直接受ける当事者の声を軽視する政府の対応は、極めて不誠実との指摘を免れません。

また、制度設計の前提となる実態把握にも課題があります。医療現場では、治療の長期化に伴う収入減等により、生活費を切り詰めながら療養を続ける方々も多く、こうした実態を踏まえた制度設計となっているのか、大きな疑問が残ります。政府に対し、早急な実態調査の実施を強く求めるものであります。

さらに、制度見直しの効果として、受診抑制が盛り込まれている点は看過できません。患者が治療を受けることで財政改善を見込む考え方は、命を守るべき社会保障制度の在り方として決して許されるものではありません。

加えて、政府が配慮措置とする年間上限についても償還払いが前提とされており、手元資金がな

ければ治療継続が困難となるおそれがあります。早急な制度・システム改善及びその間の救済策の実施を強く求めます。

以上を踏まえれば、患者に更なる負担を求める今回の措置は到底容認できず、高額療養費制度の見直しが含まれる政府案に対して、強く反対するものであります。

この点、我々の修正案には患者負担増の凍結が盛り込まれており、こうした懸念に対する現実的かつ適切な対応となっております。それにもかかわらず、この修正案が否決されるに至ったことは落胆を禁じ得ません。

以上申し上げたとおり、予算審議の在り方、中東情勢への対応、高額療養費制度の見直しなど、いずれの観点から見ても看過し得ない課題を抱えていることから、政府案に反対するものであります。

熟議の府、再考の府である参議院予算委員会での採決は、可否同数でありました。この結果を高市内閣は重く重く受け止めるべきであります。

我々立憲民主党は、今後も政府の姿勢をただし、国民の声を反映した政策の実現に全力で取り組んでまいることをお誓い申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長 関口昌一君 長谷川岳君。

(長谷川岳君登壇、拍手)

○長谷川岳君 自由民主党の長谷川岳です。

私は、自民、維新を代表し、令和八年度一般会計予算案外二案に対し、賛成の立場から討論を行

います。

冒頭、熟議の参議院において丁寧に審議を積み重ねることができたことに、藤川委員長、そして森本筆頭理事、そして各会派の皆様深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

参議院予算委員会は、衆議院議員選挙投票日翌日の二月九日から、青森県において、実質的な地方公聴会を兼ねた委員派遣を実施しました。

青森県東方沖地震で被災したむつ総合病院及び八戸港コンテナターミナルの被害や、復旧に向けた検討状況のほか、豪雪対策、原油、原材料価格、物価高騰影響、そして熊被害、ホタテの大量死、地方のインバウンドへの呼び込みなど、多岐にわたる分野について伺いました。

さらには、委員会として、視察にとどまらず、関係省庁と連携し、スピード感のある復旧の工程表を作ることで、政府の具体的な対応を示すことができました。

衆議院議員総選挙直後の被災地域における迅速な活動を行えたことは、参議院の役割を体现するものであります。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、中東情勢の緊迫化への対応であります。

我が国は、原油や天然ガス等を約十九兆円輸入しており、特に原油の九割以上を中東地域に依存しております。こうした中、中東情勢の変動は、国民生活、経済活動に直接かつ深刻な影響を与えるものであります。とりわけ、地方においてはその影響がより大きくなることも踏まえ、迅速か

つ的確な対応が求められております。

高市政権においては、ガソリン価格の急激な高騰に対する補助や備蓄石油の放出、中東情勢関係閣僚会議の開催など、関係省庁による連携した対応がスピード感を持って進められております。また、外交努力を通じてエネルギー不安の払拭にも取り組むなど、緊張感とスピード感を兼ね備えた対応が講じられております。

本予算案には、予備費の活用及び経済安全保障、エネルギー安全保障の観点からのAI・半導体分野への支援、重要鉱物供給源の多角化等のための戦略的経費などが盛り込まれており、海外依存度が高い我が国の資源調達構造に変革をもたらすことが期待されております。

第二に、国家の経済産業政策の転換を的確に捉えている点です。

世界銀行の提言によると、従来の市場に委ねる新自由主義的な政策から、国家を挙げた官民連携による戦略的投資や需要創出を通じて成長を実現する経済産業政策の新機軸へと産業政策は移行しております。

本予算案は、こうした世界的な潮流を十分に認識し、責任ある積極財政の下、戦略七分野への重点投資を行い、国際競争力の強化を図るものであると評価することができます。

第三に、地域の未来を切り開く視点が明確に示されている点であります。

地方の活力はすなわち日本の活力であるという考え方に立ち、地域資源を最大限生かした産業政策を進めており、産業、エネルギー、インフラを一体的に整備するなど、地域未来戦略を推進する

施策が十分に盛り込まれており、地域に新たな展望をもたらすものと考えております。

第四に、安全保障環境の変化に対応した防衛力強化が図られている点です。

従来の事態対応型から新たな抑止力が求められており、無人機、新領域への対応を含めた防衛力整備は不可欠であります。

本予算案には、将来の防衛力の中核となるスタンダード防衛能力や無人アセット防衛能力の強化が盛り込まれており、我が国を守り抜くための実効性ある抑止力の構築を図るものとなっております。

以上、今回の予算案は、戦略的財政出動を通して強い経済を構築する、我が国の将来に責任を持つ予算案であると評価をいたします。

最後に申し上げます。

高市総理の総務大臣御在任中、私は、副大臣、政務官として、二年にわたりお仕えをいたしました。高市総理の委員会答弁に対するこだわりの深さ、特に質疑者が求めている言葉、気持ちや心が伝わる言葉を究極に探求され、勤勉さと誠実さを自らに課し、時には鬼気迫る勢いで徹夜を超え、二徹、三徹までいとわず臨まれる姿を見ておりました。この総理の鬼気迫る思いが、外交における世界のトップリーダーのセンサーに反応し、日本の全く新しい外交力をつくっているのだと私は思います。

どうぞ総理におかれましては、健康に留意され、これから長く続く外交日程の成功と熟議の参議院における更なる充実した審議をお願い申し上げます。(拍手)

令和八年四月七日 参議院会議録第八号 令和八年度一般会計予算外二件

○議長(関口昌一君) 浜野喜史君。

(浜野喜史君登壇、拍手)

○浜野喜史君 国民民主党の浜野喜史です。

会派を代表し、令和八年度予算案に対し、反対の立場から討論いたします。

一つ目の反対理由は、予算案は、責任あるという考え方に引つ張られたのか、積極財政の名に値しない緊縮的財政の予算となってしまうていることです。

日本経済の状況について、高市総理は、足下では賃上げ率が二年連続で5%を上回るなど、長く続いたコストカット型経済から、その先にある新たな成長型経済へと移行する段階まで来ていると思っておりますと説明されました。三十年余りの経済停滞を脱出できていないと認めておられるわけです。

経済停滞の中での予算であるにもかかわらず、令和八年度一般会計予算は、令和七年度に比して、税収五・九兆円の増の一方で、歳出は四・一兆円の増にとどまっております。令和八年度予算は、前年度より一・八兆円多く国民の側からお金を吸い上げることとなっております。

この指摘に対して、片山財務大臣は、国債残高増加に伴い、前年度から国債の利払い費等は二・五兆円増えており、利払いとして国民の側にお金が出ていますので、差引き〇・七兆円多く国民の側にお金は流入していると強弁されました。

銀行に支払われる国債の利払い費は銀行の日銀当座預金に入りますが、これは社会に流通しているお金である、日銀が統計しているマネーストック

クを直ちに増やすわけではありません。したがって、国債の利払い費を除いて比較するのが適切と考えます。百歩譲って政府の説明を認めたとしても、経済停滞の中、〇・七兆円の増が果たして積極財政と言えるのでしょうか。直近の令和六年度決算を見ても、予算に対して五・六兆円もの税収上振れがあったことなど、税収を過少に見込んできている傾向を踏まえると、令和八年度予算が緊縮的な予算であることは明らかです。

経済停滞の中、前年度より多くのお金を国民の側から吸い上げることとなる予算は、明らかに誤った予算であります。

二つ目の反対理由は、中東情勢の先行き不透明な中で、それを踏まえたエネルギー価格高騰対策が盛り込まれていないことです。

国民民主党は、国民生活に必要不可欠なガソリン、軽油に加え、電気・ガス代への補助を盛り込んだ二兆円の一般会計予算の増額修正を求めましたが、否決され、政府案には反映されませんでした。

中東情勢の先行きが不透明な中で、経済停滞を脱していくには、国民の消費マインドを維持改善していくことが重要です。予算を通じてエネルギー価格高騰対策について強いメッセージを発出し、国民の将来不安を払拭していかなければなりません。その意思を全く欠いた予算は誤ったものと言わざるを得ません。

三つ目の反対理由は、衆議院において余りにも乱暴な国会運営が行われたことです。衆議院において予算委員会が開かれたのは十二

日間です。その間に計十六回、野党との合意なく、予算委員長の職権で日程が立てられました。総理は保守主義を標榜されていると存じます。保守主義とは、先人が積み上げてきたものを尊重し、それを変える際には慎重かつ漸進的に行う考え方と承知をしております。実質的に総理がリードしたと考えられる衆議院の審議は、保守主義を標榜する総理らしくない進め方だったと言わざるを得ません。

なお、参議院における審議については、先人の積み重ねに照らして、審議時間及び集中審議の回数と時間に不足感が否めないことを申し上げておきます。

以上、反対理由を申し述べた上で、今後の経済財政運営について問題提起をいたします。

城内経済財政担当大臣は、経済演説で次のとおり述べられました。

責任ある積極財政とは、将来世代がこの国で働き、挑戦し、誇りを持って生きていくための基礎を、今の世代が責任を持って築く財政であります。投資を怠ることこそが、最も無責任となる時代に私たちは生きております。主要先進国の経済政策の潮流も、市場原理に依存する新自由主義的発想、すなわち市場の働きに委ね過ぎる考え方から転換しています。例えるなら、天動説から地動説へと世界観が変わるようなパラダイムシフトであります。我が国も、こうした時代の要請に応える経済財政運営を力強く進めていかなければなりません。的確かつ力強い演説であり、敬意を表します。

その上で、私が疑問を感じるのは、この経済財政運営の基本姿勢から、政府債務残高の対GDP比を安定的に引き下げていくとの方針がなぜ生まれてくるのかということです。

政府債務残高の対GDP比を引き下げることがなぜ必要なのか、政府は明快に説明できないと思います。片山財務大臣も明言されたとおり、日本国債の債務不履行は通常考えにくいことから、そもそも政府債務残高の対GDP比の引下げに意味があるとは考えられないのではないのでしょうか。

また、追加的国債発行や財政支出の増が金利上昇をもたらすものでもなく、仮に望ましくない金利上昇があれば、日銀が適時適切にコントロールできます。財政支出増によるインフレ懸念についても、過少な企業投資、弱い消費マインドという現状を考えれば、需要が供給力を大きく上回ることによる過度なインフレを恐れる必要は全くありません。

仮に債務残高対GDP比引下げを目標とした場合を考えてみましょう。経済不況期には、GDPが伸び悩み、債務残高対GDP比が上がる傾向があると考えられます。不況の中、財政支出拡大が必要であるにもかかわらず、対GDP比を下げる目標が経済回復の足を引っ張ることになるのではないのでしょうか。

一方、経済好況期には、GDPが増えて、債務残高対GDP比が下がる傾向があると考えられます。好況の中、財政支出を抑制すべき局面であったとしても、対GDP比を下げる目標の達成状況が過度の財政支出を促し、経済過熱を生むおそれがあるのではないのでしょうか。

政府債務残高対GDP比の引下げを目標とすることは、責任ある積極財政を無責任な緊縮財政及び放漫財政としてしまうのではないでしょうか。そもそも二〇〇〇年代初頭から財政健全化目標を掲げてきたことが、三十年余りの経済停滞を生み出した主たる原因なのではないでしょうか。求めるべきは、政府財政の健全化ではなく、経済、国民生活の健全化です。

城内大臣は、経済演説でこのようなことも述べられました。

経済財政運営の目的は、国民一人一人の暮らしを豊かにすることにほかなりません。経済財政運営の手段と目的を取り違えることなく、これまでの発想をちゅうちよく見直し、経済成長の果実を広く国民に届けてまいりますとのことであります。

真つ当な考え方であると敬意を表します。

最後になりますが、高市総理に、六月の骨太方針の策定に向け、賢明なる検討をしていただくことを求めて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長 関口昌一君 窪田哲也君。

(窪田哲也君登壇、拍手)

○窪田哲也君 公明党の窪田哲也です。

私は、会派を代表して、政府提出の令和八年度予算三案に反対の立場から討論をいたします。

米トランプ政権が突如始めたイラン攻撃によって、中東にエネルギーを依存する各国は大混乱に陥り、平和と民主的秩序は試練に立たされています。そうした中で、国民の命と暮らし、幾世代にわたって受け継がれてきた社会の営みをどう守り抜くのか、その責任と覚悟が一人一人の政治家に

厳しく問われています。

予算案に入る前に、中身に入る前に、まず触れざるを得ないのは、審議に臨む政権の姿勢です。圧倒的な数の力によって、衆議院においては、財政民主主義を軽視する姿勢が指弾されました。また、文部科学大臣の醜聞等によって、その真相解明のために時間を費やさざるを得なくなったのも誠に残念です。

以下、政府案に反対する理由を述べますが、理由は単純明快です。本予算案がイラン攻撃の勃発前に編成されたものであり、世界情勢の急激な変化に対応できていないということです。

備蓄石油の放出や基金残高を用いたガソリン補助金の再開など、当面の対応は実施されています。しかし、その補助額は、一か月当たり五千億円程度と試算されていると伝えられ、現状では財源となる基金が二か月程度で枯渇するのではないかとこの危機も生じています。政府の対応は心もとない限りであり、共同通信がさきに行った調査でも、政権の原油不足対応に対し、無党派層の六三%が不十分と評価しているではありませんか。

イラン情勢の鎮静化が見通せず、その影響が長期化することを考えれば、国民生活の予見可能性を高めるため、ガソリン、軽油、灯油、重油、航空燃料の価格引下げ、また今後引上げを予定、予想される電気・ガス料金の引下げのための十分な財政措置を早急に講じる必要があります。とりわけ、一般の基礎控除等の引上げによる恩恵が及び難く、物価高の影響を強く受ける低所得者に対し、早急に手を打つべきと考えます。そのように原油高、物価高が国民生活に重くの

しかかる中で、昨年見送った防衛増税を今年実施することに合理的根拠が見出せません。戦後最も厳しい国際環境に、安全保障環境にある中、必要な防衛財源を確保するのは当然です。しかし、法人税、たばこ税の増収増によって必要な防衛財源が賄える見込みがあるにもかかわらず、今このタイミングで防衛増税に踏み切るのは、到底国民の理解が得られるものとは思えません。

さらに、イラン情勢の影響を受け、必要な医療確保に暗雲が垂れ込めています。ナフサの供給減や価格高騰によって、注射器や点滴、輸液用バッグ、各種チューブ、カテーテルなど命を守るための機材が高騰あるいは供給不安に陥り、患者団体などは資材の切れ目が命の切れ目になってしまうと悲痛な声を上げているではありませんか。必要な医療の確保という点でも、本予算案は不十分であります。

加えて、予算委員会での審議を通じ、公明党は高額療養費制度の自己負担限度額引上げを問題視し、これがいかに非条理であるかを厳しく追及しました。政府は患者団体からの意見を慎重に聞いた上で引上げの判断を行うことを約束していたにもかかわらず、意見聴取が不十分のまま限度額引上げが強行されようとしています。

以上のような経緯から、公明党は立憲民主党と共同で修正案を提出しましたが、予算委員会では否決されました。修正案は、暮らしを守るための原油高・物価高対策として、ガソリン、軽油、灯油、重油、航空燃料の価格引下げで一兆八千億円、電気・ガス料金の引下げで一兆五千億円、低所得世帯向け給付

金で五千億円を、また、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ凍結に三百億円、ナフサの供給減、価格高騰を受けた医療機関支援に五百億円で、計三兆八千八百億円とするものでした。

歳入増としては、積み過ぎ基金の国庫返納で三兆九千八百十億円を、復興財源に三百八十億円を確保する一方、防衛増税凍結による歳入減三百八十億円とするものでした。三年ルールを超えて措置されている積み過ぎ基金の一部を国庫返納させることにより、特例公債を増発することなく、命と暮らしを守る施策のための財源を確保すべきであると考えます。

鎮静化の見通しが立たないイラン情勢を受け、私たち政治家に課された使命は、どこまでも理想と理念に基づき、徹した現場主義と現実主義により国民の命と暮らしを守り抜く姿勢です。その点、十分な審議が行われなかった衆院に対し、本院で一定の充実審議が行われたことは、与野党の垣根を越えて、本院の面目躍如と言えるのではないのでしょうか。

最後に申し添えます。

高市政権は、今後、国論を二分する政策を推し進める考えを示されています。確かにその姿勢は勇ましく、時にリーダーに求められる理想の姿でしょう。しかし、逆に国論を二分する政策だからこそ、先人たちが築いてきた歴史と伝統を踏まえ、国民に対して粘り強く丁寧に説明し、理解と納得と共感を得ながら、多くの国民を包み込んでいく包摂的な姿勢こそが政治のあるべき姿ではないかと申し上げ、討論といたします。(拍手) 御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 宮出千慧君。

(宮出千慧君登壇、拍手)

○宮出千慧君 参政党の宮出千慧です。

私は、会派を代表し、政府提出の令和八年度予算三案について、反対の立場から討論いたします。

まずは、本年二月より始まった中東紛争によって多くの尊い命が犠牲となっており、大変心を痛めております。一日も早い紛争の終結を祈り、心から哀悼の意をささげます。

例年ですと、この時期には既に新年度予算が成立し、四月一日から様々な政策がスタートいたします。しかし、高市総理による電撃的な衆議院解散により、つなぎ予算を通したとはいえ、本予算が執行されない影響が出ております。この日程では、参議院において予算案が年度内成立しないのは通例を鑑みれば明白であります。にもかかわらず、早めに暫定予算を組んで、しっかりとした予算審議をせずに議決をしようとするのは、議会軽視、国民軽視と言わざるを得ません。

さて、高市政権では責任ある積極財政を掲げておりますが、まず申し上げたいのは、新規国債発行額は二年連続で三十兆円を下回り、プライマリーバランスは一・三兆円の黒字を達成しております。政府はこれを積極財政と呼んでおりますが、果たしてそう言えるのでしょうか。これはむしろ緊縮財政であり、歴代政権が推進してきた財政健全化路線の継続にほかならないのではないのでしょうか。

次に、政府は国内投資の徹底的な推進を掲げておりますが、これまで進められてきたグローバルバ

ズムの延長線上での大企業偏重の投資では、生み出された利益は株主配当として海外へ流出するだけであります。十七の戦略分野への重点投資が示されておりますが、そもそもその選定基準は何でしょうか。それ以外の産業に従事する方々への目配りはどうなるのでしょうか。

これらの業種への投資が不足していたことは事実です。それらの投資を拡大することには賛成いたします。

しかし、同時に必要なのは、医療、介護、保育、教育、物流、そして生活インフラ維持や第一次産業に携わる人々など、国家の基盤を支える皆さんの賃金を引き上げることです。株価がいかに上昇しようとも、その恩恵を受けるのは株主のみであり、日々懸命に働く国民の皆さんの生活は何ら改善されません。

参政党は、一貫して反グローバルバズムを主張してきました。

グローバルバズムとは、国境を越えて資本を動かすことができる多国籍企業や資本家が、自身の商売をしやすくなるために、その資本力を武器として、各国政府に法人税の引下げや人件費抑制のための構造改革を要求し続けてきたことであります。その結果、各国政府は、自国民の声よりも資本家の論理を優先するようになってしまいました。

この構造を是正するためには、コーポレートガバナンス改革の見直しと一定の資本規制が不可欠であります。

日本の失われた三十年と言われる長期停滞の根本には、グローバルバズムの弊害があります。ここ

から目を背けたまま政策を進めても、日本の復活はあり得ません。

そして、日本の成長を妨げてきた最たるものが消費税であります。総理は現役世代に負担が集中することがないから良い税金なのだとおっしゃいますが、価格転嫁もままならない中小零細企業やフリーランスの方々にとって、その負担がいかに重いか、真剣に考えていただきたい。

そして、看過できないのは、中小企業を苦しめる消費税は上げ続けた一方で、法人税は下げ続けてきたという事実であります。これでは、大企業優遇、中小企業切捨てと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

さらに、何度も申し上げるように、消費税は賃上げ妨害税であります。

現在、政府は人手不足を移民受入れの根拠として強調しておりますが、問題の本質は人手不足ではなく賃金不足であります。

失われた三十年の間、消費税増税が進み、企業は賃上げをしづらくなりました。それに加え、非正規雇用の拡大により実質賃金は下落し続け、日本人が就きたがらない仕事が増えました。外国人を受け入れる前に、まず現場で働く人々に敬意を払い、学歴にかかわらず、どんな仕事であっても真面目に働けば家族を養えるだけの賃金が得られる社会をつくるのが先決であります。現に、我が国には百七十六万人の完全失業者が存在しております。外国人雇用のための助成金に財源を充てるより、働きたくても働けていない日本人を雇用することにこそお金を使うべきではないでしょうか。

更に申し上げます。移民受入れに伴う諸問題、治安の悪化、土葬問題、教育現場への負担増大、これらのツケは全て現場と国民個人に押し付けられております。多国籍生徒への対応に追われ、外国籍生徒への対応に追われ、日本人の子供たちの教育がおろそかになっていないか、政府は真剣に向き合うべきであります。

帰化要件の見直しや土地取得などに関する規制の在り方など、これまで着手されていなかった懸案事項への取組は評価いたしますが、それだけでは不十分であります。外国人受入れの総数をゼロベースで抜本的に見直すことを政府に強く求めます。

次に、少子化対策について申し上げます。

日本人の希望出生率は一・八であるにもかかわらず、二〇二四年の合計特殊出生率は一・一五となっており、政府はその希望をかなえる手助けをしてきませんでした。

失われた三十年を放置し続け、若者にこんな希望のない時代に子供を産みたくないと思わせてしまった、その責任は極めて重いと申し上げなければなりません。

また、共働き、子育ての推進や、女性が輝く時代という掛け声は、働く女性にのみ価値を置き、専業主婦に後ろめたさを感じさせる社会をつくってしまいました。

その結果、現在、二十代夫婦の八八・五%は共働きであり、女性は家事に育児に仕事にと、全てを要求されるようになりました。女性への負担が余りにも大きくなり過ぎていることを政府は真剣に受け止めるべきではないでしょうか。

決して共働きを前提とせず、女性の希望に合わせ子育てができる環境づくりのために支援をするべきであります。

我が党は、子供一人当たり月十万円の給付を政策として掲げておりますが、それは子育て中の女性の経済的負担を軽くし、そして何より子供が親とともに過ごす時間を増やすためであります。特に、ゼロ歳から三歳までの愛着形成は重要であります。行き過ぎた母子分離政策を見直し、幼児期にしっかりとした愛着形成を行うことで、自己肯定感が高く、他者を思いやれる子供が育ちます。失敗しても戻れる場所があるという安心感が子供たちの挑戦心を育み、ひいては犯罪の少ない思いやりのある社会、イノベーションを生み出せる社会の形成につながると私は確信しております。

また、少子化対策とは、日本人の子供を増やすことを目的とするために財源を集中すべきであり、外国人への出産・育児支援給付には明確に反対をいたします。

最後に、高校無償化について申し述べます。

まず指摘しなければならないのは、外国籍生徒への支給についてです。国民の税金を投じる以上、その要件は厳格に精査されるべきであります。

また、画一的な無償化を進める前に、各地域の特色を生かした独自の教育を推進することこそ財源を充てるべきではなかったでしょうか。地域の教育が活性化してこそ、地方の再生につながります。

無償化と教育改革を同時に進めると政府はおっしゃいますが、定員割れによって地域の公立高校

が廃校に追い込まれる方が先に現実となりかねません。地域の実情を無視したまま進める政策に実効性があるとは到底思えません。

何より問題なのは、地域の特性を考慮した効果検証もないまま、耳触りの良い無償化という名の税金化を進めることであり、これは教育を利用した人気取りであり、真の教育政策とは言えないと考えます。

さらに、人材不足分野があるというのであれば、その分野をしっかりとカバーできるだけの人材育成をするために、教育の構造を立て直し、予算を投入すべきであります。

現在起こっている社会問題は、全て人がつくり出しております。意味のない気候変動対策などに巨額の予算を投じるのではなく、国家を支える人こそ投資をすべきであるということを申し上げて、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（関口昌一君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君） これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（関口昌一君） 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（関口昌一君） これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（関口昌一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十五票

白色票

百二十六票

青色票

百十九票

よって、三案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君） この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君） 本規程案に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君） 御異議ないと認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
関口 昌一君	福山 哲郎君

議員	
中田 優子君	宮出 千慧君
平戸 航太君	櫻井 祥子君
後藤 翔太君	小林さやか君
安達 悠司君	塩入 清香君
庭田 幸恵君	杉本 純子君
初鹿野裕樹君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	大津 力君
岩本 麻奈君	山中 泉君
浜口 誠君	松田 学君
安藤 裕君	梅村みずほ君
磯崎 哲史君	神谷 宗幣君
上田 清司君	奥村 祥大君
白川 容子君	かごしま彰宏君
岩渕 友君	大門実紀史君
牛田 某友君	水野 孝一君
山添 拓君	江原くみ子君
原田 秀一君	吉良よし子君
山田 吉彦君	伊藤 辰夫君

仁比 聡平君	岡崎 太君	酒井 庸行君	佐藤 啓君	高木 真理君	岩本 剛人君	牧山ひろえ君	森 ゆうこ君	
田村 まみ君	芳賀 道也君	山谷えり子君	宮沢 洋一君	小川 克巳君	船橋 利実君	青木 愛君	蓮 舫君	
小池 晃君	石 平君	野村 哲郎君	小野田紀美君	山田 太郎君	自見はなこ君	辻元 清美君	長浜 博行君	
足立 康史君	後藤 斎君	牧野たかお君	片山さつき君	藤木 眞也君	松川 るい君	川村 雄大君	佐々木雅文君	
金子 道仁君	松野 明美君	望月 良男君	北村 晴男君	打越さく良君	大家 敏志君	司 隆史君	下野 六太君	
浜野 喜史君	伊藤 孝恵君	平山佐知子君	齊藤健一郎君	上野 通子君	森 まさこ君	窪田 哲也君	原田大二郎君	
青島 健太君	中条きよし君	百田 尚樹君	神谷 政幸君	古川 俊治君	猪口 邦子君	伊藤 孝江君	宮崎 勝君	
舟山 康江君	榛葉賀津也君	梶原 大介君	越智 俊之君	松下 新平君	福岡 資麿君	竹内 真二君	里見 隆治君	
川合 孝典君	嘉田由紀子君	若井 敦子君	宮本 和宏君	浅尾慶一郎君	西田 昌司君	三浦 信祐君	杉 久武君	
高木かおり君	串田 誠一君	東野 秀樹君	山本佐知子君	吉田 忠智君	櫻井 充君	横山 信一君	上田 勇君	
片山 大介君	石井 苗子君	吉井 章君	いんどう周作君	鶴保 庸介君	橋本 聖子君	秋野 公造君	高橋 光男君	
柴田 巧君	松沢 成文君	かまやち敏君	寺田 静君	木村 義雄君	鈴木 宗男君	平木 大作君	竹谷とし子君	
浅田 均君	猪瀬 直樹君	白井 正一君	本田 顕子君	吉川 沙織君	山崎 正昭君	石川 博崇君	谷合 正明君	
上野ほたる君	若林 洋平君	加田 裕之君	朝日健太郎君	中曽根弘文君	ラサル石井君	西田 実仁君	天晶 大輔君	
新実 彰平君	山本 啓介君	進藤金日子君	今井絵理子君	奥田ふみよ君	福島みずほ君	国務大臣		
ながえ孝子君	佐々木りえ君	こやり隆史君	石田 昌宏君	山内佳菜子君	伊勢崎賢治君			
永井 学君	友納 理緒君	馬場 成志君	藤川 政人君	福士 珠美君	小島とも子君			
石井めぐみ君	福山 守君	長谷川 岳君	江島 潔君	大島九州男君	横沢 高德君			
脇 雅昭君	古庄 玄知君	渡辺 猛之君	青木 一彦君	村田 享子君	三上 えり君			
長谷川英晴君	藤井 一博君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	古賀 千景君	柴 愼一君			
星 北斗君	小林 一大君	中西 祐介君	山本 順三君	鬼木 誠君	羽田 次郎君			
加藤 明良君	生稲 晃子君	岡田 直樹君	石井 準一君	塩村あやか君	田島麻衣子君			
赤松 健君	宮本 周司君	松山 政司君	末松 信介君	岸 真紀子君	石垣のりこ君			
阿達 雅志君	山田 宏君	有村 治子君	高良 沙哉君	熊谷 裕人君	木戸口英司君			
井上 義行君	滝波 宏文君	安野 貴博君	伊波 洋一君	古賀 之士君	杉尾 秀哉君	内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)) 国土交通大臣		松本 洋平君
上月 良祐君	北村 経夫君	尾辻 朋実君	高橋はるみ君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君			上野賢一郎君
三原じゅん子君	堀井 巖君	清水 真人君	郡山りよう君	勝部 賢志君	森本 真治君			鈴木 憲和君
舞立 昇治君	山下 雄平君	出川 桃子君	西田 英範君	小西 洋之君	徳永 エリ君			赤澤 亮正君
野上浩太郎君	松村 祥史君	泉 房穂君	見坂 茂範君	斎藤 嘉隆君	水岡 俊一君			
古賀友一郎君	高橋 克法君	小林孝一郎君	鈴木 大地君	田名部匡代君	広田 一君			金子 恭之君

令和八年四月七日 参議院会議録第八号 議長の報告事項

環境大臣 (内閣府特命担当大臣(原子力防災))	石原 宏高君	議長の報告事項 去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国土交通委員 辞任 今井絵理子君 長谷川 岳君	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)
	小泉進次郎君			
防衛大臣 (内閣府特命担当大臣(官房長官))	木原 稔君	内閣委員 辞任 阿達 雅志君 松川 るい君	補欠 馬場 成志君	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)
国務大臣 (デジタル大臣)	松本 尚君	総務委員 長谷川 岳君	今井絵理子君	環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)
当大臣(サイバー安全保障)	牧野たかお君	辞任 石田 昌宏君 かまやち敏君 馬場 成志君	補欠 加田 裕之君 中西 祐介君 見坂 茂範君	国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)
国務大臣 (復興大臣)	あかま二郎君	辞任 小野田紀美君 (国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの)	補欠 自見はなこ君 (国会法第四十二條第三項の規定によるもの)	万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)
当大臣(防災・海洋政策)	黄川田仁志君	外交防衛委員 辞任	補欠	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一四号)
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、地方創生、共生・共助、アイヌ施策))	城内 実君	文教科学委員 辞任	補欠	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名発議)
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策、規制改革))	小野田紀美君	厚生労働委員 辞任	補欠	所得税法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名発議)
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(クルー、ジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略、経済安全保障))	藤川 政人君 木村 英子君	経済産業委員 辞任	補欠 藤川 政人君	地方税法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

準備期間が極めて短時間で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書 牧山ひろえ君提出(第二十六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ君提出令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する質問に対する答弁書(第二二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法

日本中央競馬会法の一部を改正する法律

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税法等の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

北マケドニア共和国 アフリム・ガシ議会議長

アルメニア共和国 アレン・シモニャン国民議会議長

チェコ共和国 ミロシュ・ヴィストウル

モルドバ共和国 イゴール・グロス議会議長

ルーマニア ミルチャ・アブルデア

ウクライナ ルスラン・ステファン

チュウク最高会議議長

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

加田 裕之君 藤川 政人君

見坂 茂範君 馬場 成志君

辞任 補欠

自見はなこ君 小野田紀美君

辞任 補欠

藤川 政人君 加田 裕之君

辞任 補欠

馬場 成志君 見坂 茂範君

辞任 補欠

小野田紀美君 自見はなこ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員

辞任 補欠

奥田ふみよ君 伊勢崎賢治君

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

杉 久武君 竹谷とし子君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第二七号)

ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に
関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二八
号)
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

出川 桃子君

脇 雅昭君

佐々木雅文君

財政金融委員

辞任

西田 英範君

厚生労働委員

辞任

木村 義雄君

国土交通委員

辞任

西田 実仁君

環境委員

辞任

石井 準一君

磯崎 仁彦君

予算委員

辞任

伊藤 孝恵君

田村 まみ君

原田大二郎君

石井めぐみ君

塩入 清香君

奥田ふみよ君

決算委員

辞任

江原くみ子君

行政監視委員

辞任

水野 孝一君

大島九州男君

内閣委員会

理事

今井絵理子君

理事

松川 るい君

法務委員会

理事

古庄 玄知君

厚生労働委員会

理事

石田 昌宏君

同日議員から次の議案が提出された。
防諜に関する施策の推進に関する法律案(神谷
宗幣君外四名発議)(参第五号)
特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保
情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正
する法律案(神谷宗幣君外四名発議)(参第六号)
刑法の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外三
名発議)(参第七号)
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

磯崎 仁彦君

木村 義雄君

西田 実仁君

財政金融委員

辞任

石井 準一君

厚生労働委員

辞任

脇 雅昭君

国土交通委員

辞任

佐々木雅文君

環境委員

辞任

出川 桃子君

西田 英範君

予算委員

辞任

石垣のりこ君

杉尾 秀哉君

高木 真理君

江原くみ子君

水野 孝一君

伊藤 孝江君

窪田 哲也君

上野はたる君

中田 優子君

宮出 千慧君

仁比 聡平君

行政監視委員

辞任

古賀 之士君

伊藤 孝恵君

議院運営委員

辞任

三上 えり君

足立 康史君

川村 雄大君

同日内閣から次の議案が提出された。
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部
を改正する法律案(閣法第五一号)
南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第五二号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。
民法等の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律案(閣法第四四号)
社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第
四五号)
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関
する法律案(閣法第四六号)
種苗法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の
一部を改正する法律案(閣法第四八号)
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法
律案(閣法第四九号)
予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための
国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関す
る法律案(閣法第五〇号)

令和八年四月七日 参議院会議録第八号 議長の報告事項 令和八年度一般会計予算 令和八年度特別会計予算 令和八年度政府関係機関予算

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小西洋之君提出旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問に対する答弁書(第二二二号)

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対する答弁書(第二二三号)

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問に対する答弁書(第二四号)

参議院議員ラサル石井君提出トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問に対する答弁書(第二五号)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

徳永 エリ君

小島とも子君

小池 晃君

仁比 聡平君

予算委員

辞任

補欠

松川 るい君

藤井 一博君

古賀 之士君

高木 真理君

小島とも子君

徳永 エリ君

小西 洋之君

杉尾 秀哉君

三上 えり君

石垣のりこ君

村田 享子君

勝部 賢志君

足立 康史君

原田 秀一君

平戸 航太君

後藤 斎君

佐々木雅文君

司 隆史君

原田大二郎君

秋野 公造君

石井めぐみ君

岡崎 太君

梅村みずほ君

櫻井 祥子君

塩入 清香君

安藤 裕君

吉良よし子君

小池 晃君

大島九州男君

伊勢崎賢治君

決算委員

辞任

補欠

藤井 一博君

松川 るい君

司 隆史君

佐々木雅文君

櫻井 祥子君

梅村みずほ君

仁比 聡平君

吉良よし子君

伊勢崎賢治君

大島九州男君

行政監視委員

辞任

補欠

高木 真理君

古賀 之士君

後藤 斎君

平戸 航太君

議院運営委員

辞任

補欠

石垣のりこ君

三上 えり君

勝部 賢志君

村田 享子君

伊藤 孝恵君

足立 康史君

岡崎 太君

石井めぐみ君

懲罰委員

辞任

補欠

秋野 公造君

原田大二郎君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

防諜に関する施策の推進に関する法律案(神谷宗幣君外四名発議)

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外四名発議)

刑法の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外三名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問主意書(塩村あやか君提出(第二九号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第二六号))

「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書(高良沙哉君提出(第二七号))

ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問主意書(石垣のりこ君提出(第二八号))

本日委員長から次の報告書が提出された。

令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算審査報告書

審査報告書

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月七日

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算並びに令和八年度財政投融资計画は、(一)中小企業・小規模事業者を始めとする賃上げ環境を整備する、(二)危機管理投資・成長投資を推進する、(三)未来に向けた投資を拡大する、(四)「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進すること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及印紙収入八十三兆七千三百五十億円を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債六兆七千六百十億円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」の規定による公債二十二兆八千六百八十億円の収入を予定しているほか、その他収入八兆九千九百二億四千七百三万五千円を見込んでいる。

歳出面では、既存経費等について、物価上昇に合わせた公的制度の点検も踏まえつつ、経済・物価動向等を適切に反映することとしている。

これらの結果、令和八年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも百二十二兆三千九百九十二億四千七百三万五千円となり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百六十九兆三千七百五十五億四百五十五万六千円、歳出二百六十八兆八千二百七億九百七十九万九千円となる。

特別会計の数は、交付税及び譲与税配付金特別会計など十四で、前年度と同数である。

また、政府関係機関の数は、沖縄振興開発金融公庫など四で、前年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものとする。

令和八年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

令和八年度特別会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

令和八年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決の一部を次のように改正する。

「千二百十三人」を「千二百二十二」に改める。
附則

1 この規程は、令和八年四月七日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

2 この規程による改正後の参議院事務局職員定員規程本則の規定にかかわらず、本則に規定する定員は、令和八年十一月三十日までの間は、千二百二十人とする。

投票者氏名

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

賛成者(白色票)氏名

青木 一彦君

浅尾慶一郎君

阿達 雅志君

生稲 晃子君

石井 浩郎君

磯崎 仁彦君

猪口 邦子君

岩本 剛人君

上野 通子君

江島 潔君

岡田 直樹君

越智 俊之君

梶原 大介君

片山さつき君

一二六名

赤松 健君

朝日健太郎君

有村 治子君

石井 準一君

石田 昌宏君

井上 義行君

今井絵理子君

いんどう周作君

白井 正一君

大家 敏志君

小川 克巳君

小野田紀美君

加田 裕之君

加藤 明良君

かまやち敏君

北村 経夫君

見坂 茂範君

古賀友一郎君

小林 一大君

こやり隆史君

櫻井 充君

自見はなこ君

進藤金日子君

鈴木 大地君

高橋 克法君

滝波 宏文君

出川 桃子君

友納 理緒君

中曽根弘文君

西田 昌司君

野上浩太郎君

橋本 聖子君

長谷川英晴君

東野 秀樹君

福山 守君

藤川 政人君

船橋 利実君

星 北斗君

本田 颯子君

牧野たかお君

松下 新平君

松山 政司君

宮沢 洋一君

宮本 周司君

神谷 政幸君

木村 義雄君

上月 良祐君

古庄 玄知君

小林孝一郎君

酒井 庸行君

佐藤 啓君

清水 真人君

末松 信介君

鈴木 宗男君

高橋はるみ君

鶴保 庸介君

寺田 静君

永井 学君

中西 祐介君

西田 英範君

野村 哲郎君

長谷川 岳君

馬場 成志君

福岡 資麿君

藤井 一博君

藤木 眞也君

古川 俊治君

堀井 巖君

舞立 昇治君

松川 るい君

松村 祥史君

三原じゅん子君

宮本 和宏君

森 まさこ君

山崎 正昭君

山田 太郎君

山谷えり子君

山本佐知子君

吉井 章君

若林 洋平君

渡辺 猛之君

浅田 均君

石井めぐみ君

上野はたる君

嘉田由紀子君

金子 道仁君

佐々木りえ君

石 平君

中条きよし君

松沢 成文君

北村 晴男君

尾辻 朋実君

平山佐知子君

山下 雄平君

山田 宏君

山本 啓介君

山本 順三君

若井 敦子君

脇 雅昭君

青島 健太君

石井 苗子君

猪瀬 直樹君

岡崎 太君

片山 大介君

串田 誠一君

柴田 巧君

高木かおり君

新実 彰平君

松野 明美君

百田 尚樹君

齊藤健一郎君

望月 良男君

反対者(青色票)氏名

青木 愛君

石橋 通宏君

打越さく良君

鬼木 誠君

岸 真紀子君

熊谷 裕人君

古賀 千景君

小島とも子君

斎藤 嘉隆君

一九名

石垣のりこ君

泉 房穂君

小沢 雅仁君

勝部 賢志君

木戸口英司君

郡山りょう君

古賀 之士君

小西 洋之君

塩村あやか君

柴 慎一君 高木 真理君 田名部匡代君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福士 珠美君 三上 えり君 村田 享子君 森本 真治君 横沢 高德君 吉田 忠智君 足立 康史君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 江原くみ子君 かこしま彰宏君 後藤 斎君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 庭田 幸恵君 浜口 誠君 原田 秀一君 舟山 康江君 山田 吉彦君 石川 博崇君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君	杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 辻元 清美君 長浜 博行君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 山内佳菜子君 吉川 沙織君 蓮 舫君 磯崎 哲史君 伊藤 辰夫君 牛田 茉友君 奥村 祥大君 川合 孝典君 小林さやか君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 平戸 航太君 水野 孝一君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 川村 雄大君 佐々木雅文君 下野 六太君 高橋 光男君 竹谷とし子君 司 隆史君	西田 実仁君 平木 大作君 宮崎 勝君 安達 悠司君 岩本 麻奈君 大津 力君 後藤 翔太君 塩入 清香君 中田 優子君 松田 学君 山中 泉君 吉良よし子君 白川 容子君 仁比 聡平君 伊勢崎賢治君 奥田ふみよ君 伊波 洋一君 安野 貴博君 ラサール石井君 福山 哲郎君	原田大二郎君 三浦 信祐君 横山 信一君 安藤 裕君 梅村みずほ君 神谷 宗幣君 櫻井 祥子君 杉本 純子君 初鹿野裕樹君 宮出 千慧君 岩渕 友君 小池 晃君 大門実紀史君 山添 拓君 大島九州男君 天畠 大輔君 高良 沙哉君 福島みずほ君 ながえ孝子君	令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問主意書 令和八年度予算は、例年と比べて一箇月程度遅い令和八年二月二十日に国会へ提出された。同予算には、同年四月から拡充され新制度となる見込みの高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に係る予算、高等学校等修学支援事業費補助金に係る予算等が計上されている。同予算の年度内成立が困難とみられるところ、生徒や保護者、都道府県や私立学校等からは就学支援金の支給等への影響を懸念する声が上がっており、これらの懸念を解消する必要がある。また、就学支援金は学校等が代理受領するものであり、万が一にも学校経営等に影響が生じないようにする必要がある。 以上を踏まえて、以下質問する。 一 松本洋平文部科学大臣は令和八年三月三日の衆議院予算委員会において、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（第二百一十一回国会閣法第八号）について、「生徒や保護者に混乱が生じることがないよう、また、学校の教育活動、学校運営、子供たちの学校生活に支障が生じることのないように、年度内の成立を目指して、我々としていたしましても全力を尽くしてまいりたい」と答弁した。同答弁における「混乱」及び「支障」が指す事態を具体的に示されたい。 二 高市早苗内閣総理大臣は令和八年一月十九日の記者会見において、「いわゆる「高校の無償化」、「給食費無償化」の予算については、関連法案の年度内成立や暫定予算の計上など、あらゆる努力をして、実現してまいります」と発言した。他方、同年三月二日の衆議院予算委員会において、「年度内に本予算などが成立しなかった場合の仮定の質問についてお答えする」とはいたしません」と答弁した。 一 の大臣答弁における「混乱」及び「支障」を回避するため、政府は、「暫定予算の計上など、あらゆる努力」を尽くすことはしないのか、見解を示されたい。 三 就学支援金を円滑に支給するためには、万全の準備を行う必要がある。令和八年四月以降の就学支援金の拡充について、都道府県等への説明状況を示されたい。また、文部科学省は、就学支援金のオンライン申請システム「e－Share」を運用していると承知している。新制度への移行に伴う同システムの改修状況等を示されたい。 右質問する。 令和八年三月三十一日 内閣総理大臣 高市 早苗 参議院議長 関口 昌一殿 参議院議員牧山ひろえ君提出令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
--	---	---	--	---

参議院議員牧山ひろえ君提出令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「混乱」及び「支障」については、政府として、令和八年四月から高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、支給限度額の拡充が実施できるよう、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)を今国会に提出しているところ、同月から改正法案による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)に基づく高等学校等就学支援金制度(以下「新制度」という。)が実施できないことによる「混乱」及び「支障」を指したものである。

二について

お尋ねの「混乱」及び「支障」を回避するための「努力」については、政府としては、暫定予算の編成も含めて、令和八年四月からの新制度の実施に向けた努力をしてきたところである。

三について

前段のお尋ねについては、文部科学省において、令和八年四月からの新制度の実施に向け、その内容について、同年三月十九日時点において、計四回にわたり都道府県への説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたところである。

後段のお尋ねについては、新制度における高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請のためのシステム改修を行ったところである。

ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年三月十九日

辻元 清美

参議院議長 関口 昌一殿

ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する質問主意書

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号。以下「重要影響事態法」という。)について、安倍晋三内閣総理大臣(当時)は平成二十七年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会において、「重要影響事態法に基づく後方支援活動を行うに当たつても、国際法を遵守するのは、これは当然のことであります。具体的には、同法において我が国が支援するのは、日米安全保障条約または国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行っている外国軍隊等に限られていることが法律上も担保されているわけでありまして、まさに今委員がおっしゃったような、全く、国際的な、国連憲章上違法な武力行使であつたものに対して我々が協力することはないということとは明確であります。」と答弁した。

同答弁によれば、日本は重要影響事態法に基づき、「国連憲章上違法な武力行使」に協力する

ことはない」と理解してよいか示されたい。

二 茂木敏充外務大臣は令和八年三月二日の衆議院予算委員会において、「今回の事態がどうであるか、それにつきましては我が国として全ての情報を把握する立場にないわけでありまして、その法的評価については答弁を控えさせていただきます」と答弁した。また、高市早苗内閣総理大臣は、「これが自衛のための措置なのかどうかも含めて、詳細な情報を持ち合わせているわけではございません。今、外務大臣が答弁したとおり、我が国としてその法的評価をすることは差し控えていただきます。」と答弁した。

今回のアメリカとイスラエルによるイランに対する武力行使について法的評価をしなければ、今回の事態が重要影響事態法に規定する重要影響事態に該当するか判断できないと思料するが、政府の見解を示されたい。

三 重要影響事態法第二条第三項は、「後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。(略)」と規定している。

現時点におけるホルムズ海峡は、同項に規定する「現に戦闘行為が行われている現場」に該当するか、政府の見解を示されたい。

四 令和八年三月十一日、G7議長国であるフランスの主催により、現下の中東情勢に関するG

7首脳オンライン会議が行われ、高市内閣総理大臣が出席した。フランスが発表した中東戦争の経済的影響に関するG7議長国コミュニケによれば、「安全上の条件が整った時点で船舶を護衛する可能性を探るための作業が開始されました。」とされている。

「安全上の条件が整った時点」とは、どのような時点が具体的に示されたい。また、現在、安全上の条件が整った時点ではないとの理解でよいか示されたい。

右質問する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の答弁のとおりである。

二について

一般論として申し上げれば、いかなる事態が重要影響事態に該当するかについては、事態の

個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなる。

三について

お尋ねの「現時点におけるホルムズ海峡について、重要影響事態に該当するとの判断は行っておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「中東戦争の経済的影響に関するG7議長国コミュニケ」は、G7議長国であるフランスの判断で発表されたものであり、その具体的な内容についてお答えすることは差し控えたい。

ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月十九日

辻元 清美

参議院議長 関口 昌一殿

ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問主意書

一 赤十字国際委員会のウェブサイトに、サンレモ・マニユアルが掲載されている。同マニユアルには、紛争当事国は民物と軍事目標とを

常に区別しなければならない旨の記述がある。

また、攻撃は敵に軍事目標に限定しなければならないが、商船は、同マニユアルに規定する原則及び規則によって軍事目標とされない場合には民物である旨の記述がある。したがって、商船は、原則として民物であり、軍事目標とならない。他方で、同マニユアルの六十には、「次の行動は敵国の商船を軍事目標にする」とあり、「敵国の軍艦又は軍用機の護衛の下で航行する」ことが当該行動として列挙されている。また、米海軍・海兵隊・沿岸警備隊「海軍作戦法規に関する指揮官便覧」(THE COMMANDER'S HANDBOOK ON THE LAW OF NAVAL OPERATIONS)二〇二二年三月版の八・六・二・二にも同趣旨の記述がある。

これらの記述について、政府も同様の認識を有しているか示されたい。

二 イラン革命防衛隊の報道官は二〇二六年三月十一日、「今後も敵国と関係する船は標的になる」と警告したと報道されているが、同発言の内容は事実か示されたい。事実である場合、日本に關係する船舶は「敵国と關係する船」に該当するか示されたい。

三 イランのアラグチ外務大臣は二〇二六年三月十五日、ホルムズ海峡は敵国、イランを攻撃している国とその同盟国のタンカーと船舶に対してのみ封鎖されており、その他の国は自由に通過できる旨発言した(Well, as a matter of fact,

the Strait of Hormuz is open. It is only closed to the tankers and ships belong (ing) to our enemies, to those who are attacking us and their allies. Others are free to pass.)。同発言の内容は事実か示されたい。

四 米国の同盟国である日本は、三における「同盟国」に該当するか示されたい。

五 今般のホルムズ海峡を巡る情勢に関し、長崎県の佐世保基地に配備されている米海軍第七艦隊所属の強襲揚陸艦トリポリと、沖縄県のキャンプ・ハンセンの第三十一海兵遠征部隊が中東地域に派遣されると報道されている。

1 日米安全保障条約の署名に際しては、米軍による施設・区域の使用に関する「条約第六条の実施に関する交換公文」(いわゆる「岸・ハーター交換公文」)が存在する。同交換公文では、「日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。」とされている。このように、我が国の領域内にある米軍が、我が国の意思に反して一方的な行動をとることがないよう、米政府が日本国政府に事前協議することを義務付けている。

前記の強襲揚陸艦トリポリと第三十一海兵遠征部隊の中東地域への派遣は、同交換公文における「戦闘作戦行動」に該当するか、また、「日本国政府との事前の協議」の対象となるか示されたい。

2 イラン革命防衛隊でかつて司令官を務め、現在も作戦の助言をするフセイン・カナニマガディム氏は、現時点で日本を敵とはみなしていないとしつつも、「もし日本における米軍基地が対イラン攻撃のために利用されているとの情報を得たらアラブ諸国同様に攻撃するし、日本の船舶も(ホルムズ海峡を)通過できない」と発言したと報道されている。

現在のイラン政府及びイラン革命防衛隊も前記発言と同様の見解を有しているか、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、専門家による研究成果及び米国政府が作成した文書の解釈に関するものであり、政府として、有権的に解釈し得る立場にはないため、お答えすることは差し控えたい。

二及び五について

個別の報道に関するお尋ね及び個別の報道の内容を前提としたお尋ねであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三及び四について

他国の政府要人の発言に関するお尋ね及び当該発言を前提としたお尋ねであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月二十五日

小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問主意書

質問主意書

インバウンド(訪日外国人観光)を推進する上で、地域住民の安心・安全の確保は、持続可能な観光地づくりにおける最も重要な前提条件の一つである。地域社会との共生なくして、長期的な観光振興は成り立たないと考える。

観光客の増加は地域経済の活性化に貢献する一方、交通渋滞、公共交通機関の混雑、ゴミのポイ捨て、騒音、マナー違反といった「オーバーツーリズム(観光公害)」の問題を引き起こす可能性が指摘されている。これらの問題は住民の生活に大きな負荷を掛け、観光に対するネガティブな感情

や排他的な姿勢を生み出す原因となる。そのため、政府は、改めて地域住民の生活をより丁寧に考慮した長期的な観光振興政策を考えるべきだと認識している。

これらのことについて、以下質問する。

一 マンションの一室や住宅地の戸建てで宿泊業を営む場合、民泊、特区民泊又は簡易宿所という三種の営業方法が存在すると認識している。民泊は住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)に基づく届出制であり、年間営業日数の制限や、営業開始前の周辺住民への説明、周辺住民から苦情があった際の深夜早朝間わすの対応、二か月に一度の宿泊状況の報告義務が設けられるなど、一定のルールが課されている。他方、旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)における簡易宿所営業の場合は、平成三十年の旅館業法改正によって最低客室数の撤廃やフロント常駐義務の緩和等がなされた。加えて、建築基準法改正により面積が二百平方メートル未満であれば建築確認申請が不要となったこと等も後押しとなり、簡易宿所営業の新規参入が容易になったと認識している。

前記経緯の結果、届出制の民泊よりも本来は厳格な運用がなされるべき許可制の簡易宿所の規制がむしろ緩くなってしまうという「逆転現象」が生じていると認識している。具体的には、簡易宿所の場合は開設前の近隣説明義務もなく、フロント常駐義務もなく、宿泊者名簿の定期提出義務もないという状況である。加えて、年間の営業が百八十日に限られる民泊と違い、営業日数に制限がないため、三百六十五日

営業が可能で、より収益性が高いという利点も簡易宿所には存在している。その結果、近年は民泊ではなく、住宅を利用した旅館業法における「簡易宿所」の許可を取得するケースが増加していると理解している。届出制の民泊と許可制の簡易宿所との間で、規制の強度に逆転現象が生じてしまっている現状に対する政府の認識を示されたい。

あわせて、平成三十年六月十五日(住宅宿泊事業法の施行日)時点、平成三十一年から令和六年までの各三月末時点、令和七年九月末時点における「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数」、「旅館業法に基づく旅館・ホテル、簡易宿所数」、「特区民泊の認定施設数」、「住宅宿泊仲介業者等が取り扱う民泊物件等の合計数」をそれぞれ示されたい。

二 住宅地の簡易宿所が増えた結果、深夜の騒音、敷地・私道の無断利用、誤って隣家の呼び鈴を押す行為、喫煙及び吸い殻のポイ捨て、ゴミ問題等の深刻な生活被害が全国で発生している。これまで閑静な住宅街で心穏やかに暮らしていた環境から、突然居住している家の隣や目の前の道に見知らぬ人物が入れ替わり出入りする環境に変化したことによって、精神に支障を来す事態も発生しており、特に多感な未成年の居住者にとって精神的な負担となつてしまっていると認識している。以上の宿泊トラブルを政府は把握しているか示されたい。

また、旅館業法は、旅館の敷地内に対しての法律であり、現在問題になっていような敷地外での宿泊客の迷惑行為については、行政指導

をする法的根拠がないと認識している。そのため、都道府県や各市区の保健所は敷地外で宿泊客が起す迷惑行為や近隣トラブルについて、行政指導や改善命令などの処分をすることができず、近隣住民からの苦情に対し、事業者情報提供と注意喚起しかすることができない。結果として、迷惑行為が発生した場合であつても、住民が直接宿泊者に注意せざるを得ない状況となつてしまっていると理解している。かかる状況は明らかに国の不作為であり、無人型宿泊施設に対応した敷地外も含む事業者責任の範囲拡大や近隣説明義務及びトラブル対応義務の法定化、住宅地などではフロント常駐を義務化する等の旅館業法の見直しをすべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 現行制度では、旅館業法に建物用途変更の登記義務が明確に位置付けられていないため、旅館業の許可を取得しても、建物登記上の用途が「居宅」のまま運用され続けているケースが多いと推定される。建物用途変更の登記が行われない場合、自治体側は実態として宿泊業が営まれていることを把握できず、資産税課として住宅用地特例の対象外であることを認識することが困難となる。その結果、本来であれば旅館業の用途として課税されるべき固定資産税が住宅扱いのまま据え置かれ、実質的に土地の税負担が少ない状態での課税を受け入れるという脱税行為が全国で発生してしまっていると認識している。以上の脱税行為の発生を政府は把握しているか示されたい。また、住宅用地特例が適用されず旅館業の用途として課税された場合、土地

の固定資産税は一般的にどの程度高まるのか、見解を示されたい。

建物用途変更の登記を確実に実施するためには、都道府県や各市区の保健所が旅館業の申請の許可後に施設所在地等の情報を資産税課へ提供する体制を構築することが有効だと考える。建物用途変更の登記に対して、国として適時適切な自治体組織内における情報共有の仕組みを全国一律で定めるべき、若しくは旅館業法を改正し建物用途変更の登記義務を明確に位置付けるべきだと認識するが、政府の見解を示されたい。

四 全国各地で発生している宿泊トラブルに対し、現在は各自治体が独自に条例や要綱を定めることで対策を講じている。他方、条例で規制しようにも、法律の委任規定がないと訴訟になりかねないとの指摘が存在する。そのため、旅館業法に関して、宿泊客の迷惑行為が確認された場合、自治体が独自に営業改善命令・営業停止・罰則等を科すことを可能とする法的根拠の創設が必要だと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 現状では、家宅捜査を受けた民泊事業者が、営業許可を取り消されても旅館業法による営業申請をし、施設基準を満たせば営業が認められてしまう事態も発生しており、悪質業者による「民泊から旅館業法における簡易宿所への営業形態逃れ」への対応が十分になされていないと認識している。

この原因は、都道府県や各市区の保健所との

間で情報共有がうまくいっていないことにある。観光庁は、住宅宿泊事業法、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)及び旅館業法に基づく三形態の宿泊施設情報を一元的に管理・把握するシステムの構築計画を公表している。しかしながら、現行の旅館業法には住宅宿泊事業法に関する規定や情報連携の根拠が存在しないため、当該システムによる情報共有が機能不全に陥る懸念がある。

そのため、旅館業法の欠格事由に「住宅宿泊事業法違反の有無」を追加すべきだと考える。

なお、住宅宿泊事業法の欠格事由には旅館業法で罰金の刑に処された者が含まれているため合理性はあるものと認識している。政府の見解を示されたい。

六 民泊及び簡易宿所に関しては、Airbnb等の仲介プラットフォーム側の課題も指摘されている。多くの自治体では条例により平日の営業禁止などの独自ルールを設けているが、現状、これらの制限が予約システム上で十分に反映されていない場合があり、条例で禁止されている期間であっても予約が成立してしまう事例が確認されている。

本来、仲介業者は、掲載物件の住所と民泊許可番号の情報を保持しているため、自治体ごとの営業可能日をシステム上で自動判定することは技術的に可能と考えられる。それにもかかわらず、その仕組みを導入しないことで、実質的に条例違反となる宿泊予約によって仲介手数料を得ている可能性があり、適切な規制運用を阻

害する要因となっている。

かかる状況を踏まえると、合法性を担保する責任は事業者側だけでなく、仲介プラットフォーム側にも一定のコンプライアンス義務を課す必要性が高まっていると認識している。違法又は違法状態を助長する仲介行為に対して、行政指導・改善命令・罰則などの制度的対応を強化すべきと考えるが、これまでの政府による対策を含めて、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問に対する答弁書

一の前段について

簡易宿所営業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第三項に規定する簡易宿所営業をいう。以下同じ。)については、同法において、同法第三条第二項に定める施設の構造設備や同条第三項に定める施設の設置場所等に関する要件を満たし、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、その長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければなら

ばならないこととともに、所要の罰則等を設けているほか、「旅館業における衛生等管理要領」(平成十二年十二月五日付け生衛発第千八百十一号(令和八年一月二十日最終改正)厚生省生活衛生局長通知別添三。以下「衛生等管理要領」という。)において、「各都道府県等におかれては、地域の実情も踏まえながら、旅館業の適正な運営が確保されることが重要である」とした上で、「周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することは可能」であり、「条例等において、生活環境への悪影響を防止するための措置を規定している場合、当該措置に違反し、指導を実施しても改善が図られない営業者に対しては、同法第七条の二第二項の「命令」等」と同様の措置をとることが可能である」としつつ、「都道府県等において例えば、「旅館業の許可を受けようとする者は、営もうとする旅館業の内容について、許可を受ける前に、周辺住民に説明すること」、「宿泊者に対し、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために、騒音・ごみ処理等に関するルールや施設の使用方法を説明すること」、「宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあつては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること」等と定め、都道府県知事等に示しているところである。これも踏まえ、都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区(以下「都道府県等」という。)においては、地域の実情に応じ、条例等で必要な規制を

定めながら対応されているところもあり、必ずしも御指摘のように「規制の強度に逆転現象が生じてしまっている」とは考えていない。

件(平成三十年六月末時点 ④二万四千九百三十八件
平成三十一年三月末時点 ①一万四千五十九件(平成三十一年三月十五日時点 ②八万四千九百五十四件 ③二千三百三十五件 ④七万二千二百八十九件
令和二年三月末時点 ①二万五千五百八十八件(令和二年三月十一日時点 ②八万八千三百三十二件 ③三千六百九十二件 ④十二万九千四百四十六件
令和三年三月末時点 ①一万九千五百二十件(令和三年三月九日時点 ②八万八千五百五十件 ③三千四百六十六件 ④十一万二千八百七十八件
令和四年三月末時点 ①一万八千八百九十六件(令和四年三月十四日時点 ②八万九千百十六件 ③三千三百二十九件 ④十万四千三百五十三件
令和五年三月末時点 ①一万八千七百六十件(令和五年三月十三日時点 ②九万百三十二件 ③三千四百四十四件 ④九万二千四百二十九件
令和六年三月末時点 ①二万三千四百四十二件(令和六年三月十五日時点 ②九万二千九百四十七件 ③四千五百二十四件 ④十万二千三百二十七件
令和七年九月末時点 ①三万五千二百四十六件(令和七年九月十六日時点 ②九万七千八百四十七件(令和七年三月末時点 ③七千四百九十二件 ④十六万八千二百七十五件(令和七年三月末時点

一の後段について
お尋ねの①「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数」、②「旅館業法に基づく旅館・ホテル、簡易宿所数」、③「特区民泊の認定施設数」及び④「住宅宿泊仲介業者等が取り扱う民泊物件等の合計数」のお尋ねの時点における件数は、それぞれ、次のとおりである。なお、①について「平成三十一年から令和六年までの各三月末時点、令和七年九月末時点」の件数は把握していないため、それぞれ平成三十一年三月十五日時点、令和二年三月十一日時点、令和三年三月九日時点、令和四年三月十四日時点、令和五年三月十三日時点、令和六年三月十五日時点及び令和七年九月十六日時点の件数を、②について「平成三十年六月十五日(住宅宿泊事業法の施行日)時点及び令和七年九月末時点の件数は把握していないため、それぞれ平成三十年三月末時点及び令和七年三月末時点の件数を、③について「平成三十年六月十五日(住宅宿泊事業法の施行日)時点」の件数は把握していないため、平成三十年六月末時点の件数を、並びに④について「令和七年九月末時点」の件数は把握していないため、令和七年三月末時点の件数を示すものとする。

件(平成三十年六月末時点 ④二万四千九百三十八件
平成三十一年三月末時点 ①一万四千五十九件(平成三十一年三月十五日時点 ②八万四千九百五十四件 ③二千三百三十五件 ④七万二千二百八十九件
令和二年三月末時点 ①二万五千五百八十八件(令和二年三月十一日時点 ②八万八千三百三十二件 ③三千六百九十二件 ④十二万九千四百四十六件
令和三年三月末時点 ①一万九千五百二十件(令和三年三月九日時点 ②八万八千五百五十件 ③三千四百六十六件 ④十一万二千八百七十八件
令和四年三月末時点 ①一万八千八百九十六件(令和四年三月十四日時点 ②八万九千百十六件 ③三千三百二十九件 ④十万四千三百五十三件
令和五年三月末時点 ①一万八千七百六十件(令和五年三月十三日時点 ②九万百三十二件 ③三千四百四十四件 ④九万二千四百二十九件
令和六年三月末時点 ①二万三千四百四十二件(令和六年三月十五日時点 ②九万二千九百四十七件 ③四千五百二十四件 ④十万二千三百二十七件
令和七年九月末時点 ①三万五千二百四十六件(令和七年九月十六日時点 ②九万七千八百四十七件(令和七年三月末時点 ③七千四百九十二件 ④十六万八千二百七十五件(令和七年三月末時点

二の中段について
お尋ねについては、網羅的には把握していないが、簡易宿所営業の許可を行う都道府県知事等からの情報や報道等により、御指摘のような「騒音」や「ゴミ問題」等による「宿泊トラブル」があることは承知している。

二の後段及び四について
簡易宿所営業に関する許可等に関する事務についてはは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第八項に規定する自治事務であり、一の後段について述べたとおり、都道府県等においては、地域の実情に応じ、条例等で必要な規制を定めながら対応されているところもあり、御指摘のような「敷地外での宿泊客の迷惑行為」及び「宿泊トラブル」に係る対応も含め、地域の実情に応じた適切な対応を進めているものと承知しており、現時点では、一の後段について述べたとおり、衛生等管理要領を示すこと等により、都道府県等におけるこうした対応を推進していくこととしており、御指摘のような旅館業法の見直しの必要があるとは考えていない。

三の後段について
御指摘の「脱税行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、御指摘のような「本来であれば旅館業の用途として課税されるべき固定資産税が住宅扱いのまま据え置かれ、実質的に土地の税負担が少ない状態での課税」については、網羅的には把握していないが、地方公共団体の公表資料等を通じて、そ

三の中段について
お尋ねについては、土地に係る固定資産税の税額は、当該土地の面積や課税標準額等の様々な要素によって決定されるため、一概にお答えすることは困難である。なお、御指摘のように「旅館業の用途として」それに供する土地と異なり、住宅用地に対する固定資産税の課税標準については、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されており、一定の要件を満たす土地について、その面積が二百平方メートル以下のもので及び二百平方メートルを超えるものにおいて、それぞれ当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一及び三分の一とする特例措置を講じているところである。

三の後段について
御指摘のように「都道府県や各市区の保健所が旅館業の申請の許可後に施設所在地等の情報を資産税課へ提供する体制を構築することが有効」と考えており、「適時適切な自治体組織内における情報共有」がなされる「仕組み」について、必要な対応を検討しているところである。

五について
御指摘の「民泊」を住宅宿泊事業(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。)と解すれば、御指摘のような「悪質業者」への対応については、住宅宿泊事業及び簡易宿所営業に係る両方の情報を有する都道府県等におい

て、「悪質業者」の住宅宿泊事業に係る情報も活用し、直ちに簡易宿所事業に関し旅館業法等に違反する行為が認められた場合には、命令等の必要な対応を行うなど、適切に対応されるべきものと考えており、現時点では、政府として、令和八年度予算案において、御指摘の「三形態」の宿泊施設情報を一元的に管理・把握するシステムの構築を図るための事業の経費の計上をするなどにより、都道府県等におけるこうした対応を推進していくこととしており、御指摘のような旅館業法の見直しは検討していない。

六について
御指摘の「仲介業者」については、住宅宿泊事業法第五十八条第二号及び旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十三条第三項第二号において、違法行為のあっせんが禁止されているところ、政府として、これまでも、都道府県知事等と連携しながら、例えば、御指摘のように「条例により平日の営業禁止」が定められた地域に立地しているにもかかわらず、「仲介プラットフォーム」において「平日」も予約できる物件を把握した場合には、「仲介業者」に対し、行政指導を行うなどしてきたところであり、さらに、令和八年度予算案において、五について述べたシステムの構築を図るための事業の経費の計上をし、必要な行政指導等の対応の強化も図ることとしており、政府として、現時点で更に御指摘のように「制度的対応を強化すべき」とは考えていない。

衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年三月二十五日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意書

令和八年二月八日執行の第五十一回衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)は、衆議院解散から投票票までの期間が戦後最短であった。そのため、在外選挙人による郵便等投票(以下「郵便等投票」という。)の投票用紙の多くが投票終了時刻までに投票所に到達せず、無効となった事例が報告されている。また、在外選挙人は投票用紙を国際郵便で送付するため、送料等の経済的負担が生じる。投票が無効となった場合、日本国憲法第二十九条に規定する財産権の保障の観点からも問題が生ずる可能性がある。

過去の国政選挙においても郵便等投票の投票用紙の未達は生じている。総選挙における未達状況と過去の状況を比較し、政府の認識及び制度改善の必要性を確認することは、郵便等投票の制度設計において、日本国憲法で保障されている参政権及び財産権が侵害されることのないようにするため非常に重要である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 総選挙における郵便等投票による投票総数を示されたい。

二 前記一のうち、投票終了時刻までに投票所に到達し有効となった投票数を示されたい。

三 前記一のうち、投票終了時刻までに投票所に到達せず無効となった投票数(未達数)を示されたい。

四 直近三回の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における郵便等投票の未達数を示されたい。また、それぞれの選挙における未達率(未達数/投票総数)を示されたい。

五 前記四における過去の未達率と比較して総選挙の未達率が高い場合、その理由をどのように分析しているか示されたい。

六 適切に投票を行ったにもかかわらず無効となった場合、国民の参政権(日本国憲法第十五条)の侵害に当たるか、政府の認識を示されたい。

七 投票用紙が投票終了時刻までに到達しなかった原因及びその責任の所在について、政府の認識を示されたい。

八 投票用紙の送料等の経済的負担が生じたにもかかわらず投票が無効となった場合、日本国憲法第二十九条に規定する財産権の保障の観点から、政府はどのような問題が生ずると認識しているか示されたい。

九 今後、在外選挙人が適切に参政権を行使できるよう、郵便等投票の限界を踏まえ、在外投票制度におけるインターネット投票の導入が必要

と考えるが政府の認識を示されたい。また、インターネット投票の導入は必要ないとする場合、制度改善に向けてどのような方策を検討しているか示されたい。

右質問する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「投票総数」、「前記一のうち、投票終了時刻までに投票所に到達し有効となった投票数」及び「前記一のうち、投票終了時刻までに投票所に到達せず無効となった投票数(未達数)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「総選挙における郵便等投票」において、投票所を閉じる時刻までに投票管理者が送致を受け、受理をした投票の件数(以下「受理をした投票の件数」という。)は、小選挙区選出議員の選挙では百三十八件であり、比例代表選出議員の選挙では百三十七件である。また、

投票所を閉じる時刻を経過した後に市町村の選挙管理委員会の委員長が送付を受け、又は投票管理者が送致を受けた件数は、小選挙区選出議員の選挙では五十三件であり、比例代表選出議員の選挙では五十三件である。さらに、これらを合計した件数は、小選挙区選出議員の選挙では百九十一件であり、比例代表選出議員の選挙では百九十件である。

四について

お尋ねの「未達数」及び「未達率（未達数／投票総数）」の意味するところが必ずしも明らかでないが、「直近三回の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における郵便等投票」において、①投票所を閉じる時刻を経過した後に市町村の選挙管理委員会の委員長が送付を受け、又は投票管理者が送致を受けた件数及び②当該件数が当該件数と受理をした投票の件数との合計に占める割合についてお示しすると、それぞれ以下のとおりである。

第五十回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙 ①四十九件 ②十六・七パーセント

第五十回衆議院議員総選挙における比例代表選出議員の選挙 ①四十九件 ②十六・六パーセント

第二十七回参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙 ①七十八件 ②十・八パーセント

第二十七回参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙 ①八十件 ②十一・一パーセント

令和八年四月七日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

第五十一回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙 ①五十三件 ②二十七・七パーセント

第五十一回衆議院議員総選挙における比例代表選出議員の選挙 ①五十三件 ②二十七・九パーセント

御指摘の「未達率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、四についてでお答えした割合が増加した理由については、選挙人の手続の遅れや郵便物の送達の遅れなど様々な理由が考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

六及び八について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではなく、また、投票に係る状況は様々であるため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、選挙の公正を確保しつつ、在外選挙人名簿に登録されている選挙人を含め選挙権を有する全ての方が投票できる環境を整えることが重要と認識している。

七について

御指摘の「投票用紙が投票終了時刻までに到達しなかった」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、選挙人の手続の遅れや郵便物の送達の遅れなど様々な理由が考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの「在外投票制度におけるインター

ネット投票は、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の利便性を高めることができるものと考えており、総務省において検討を進めているところであるが、その導入に向けては、確実な本人確認、二重投票の防止、投票の秘密の確保、セキュリティ対策等の論点について確実に対応する必要がある、また、選挙人の自由意思によって投票することができる環境を確保するため、投票管理者や投票立会人がいる中で行うことを原則とする投票を、これらの者が不在の中で認めることは是非などの課題がある。こうした新たな投票方法を導入することは選挙制度の根幹に関わることから、各党各会派において十分に御議論いただく必要があると考えている。



衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月二十五日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問主意書
福岡県は、令和八年二月八日執行の第五十一回衆議院議員総選挙（以下「総選挙」という。）時における選挙管理委員会職員の極めて深刻な時間外労働の実態を明らかにした。同年一月二十三日に衆議院が解散され、同月二十七日に総選挙が公示された。解散から公示までの期間は四日間であり、その間の平日は一日のみであった。報道によれば、「選挙事務の中心を担っていた選挙管理委員会選挙係八人の一月十三十一日の平均残業時間が約百七十三時間で、このうち一人は残業時間が約二百二十七時間に上った」とされた。また、「八人の二月一二十八日までの平均残業時間は約九十時間、最大となる一人は約百五十三時間だった」とされた。

時間外労働の上限は月四十五時間が原則とされ、月八十時間を超える場合はいわゆる「過労死ライン」の水準に該当するとされている。これと比較すれば、前記事例は過労死ラインを大幅に上回るものであり、極めて深刻な労働実態である。選挙事務が法令に基づき全国一律に実施されることを踏まえれば、前記の状況は個別の自治体の課題にとどまらず、制度設計や運用の在り方として検討されるべき全国的課題である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 総選挙時における全国の選挙管理委員会職員の時間外労働に係る実態について、政府として把握しているか示されたい。把握している場合、具体的な時間数を含めた概要を示されたい。把握していない場合、速やかに全国的な実態調査を実施すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 政府は、福岡県において過労死ラインを大幅に上回る時間外労働が生じた事実をどのように

受け止めているか示されたい。また、時間外労働が発生した状況について、制度設計や運用の観点からどのように評価しているか示されたい。

三 前記の時間外労働が発生した要因について、人員体制、業務量、選挙日程その他の制度的要因を含め、政府はどのように分析しているか具体的に示されたい。

四 前記の時間外労働が発生した背景として、衆議院解散から公示までが短期間であったことが一因との指摘がある。政府も同様の認識を有しているか示されたい。同様の認識を有していない場合、政府が考える時間外労働の発生要因を示されたい。

五 内閣総理大臣が事実上の衆議院の解散権を有することは前提としつつも、選挙の適正な実施及び選挙管理委員会職員の労働環境確保の観点からは、衆議院解散から公示まで一定期間を設けることについて、法的に検討される余地があると考ええる。例えば、解散から公示まで少なくとも十四日間の期間を設けることを義務付ける法改正は可能と考えるが、政府の見解を示されたい。

六 選挙管理委員会職員の過度な時間外労働を防止し、持続可能な選挙執行体制を確立するため、政府として具体的にどのような対策を講ずるか示されたい。

右質問する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、選挙管理委員会の個々の職員の状況について網羅的に把握しているものではないが、都道府県選挙管理委員会の職員のうち、令和八年一月の「時間外労働」が最も多い職員の「時間数」は二百四十四時間であることは把握している。

二について

お尋ねについては、選挙に関する事務の性質上、平日夜間や休日も含め、選挙管理委員会の職員に、一で御指摘の「時間外労働」が一定程度生ずるものと認識しており、当該職員の事務負担の軽減を図ることにより、過労死等を防止し、職員の健康を確保することは重要だと考えている。

三及び四について

一で御指摘の「時間外労働」については、様々な要因が影響するものであることから、お尋ね

の「時間外労働が発生した要因」及び「政府も同様の認識を有しているか」について、一概に回答することは困難である。

五について

憲法第五十四条第二項により、衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行うこととされており、また、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十一条第四項により、総選挙の期日は、少なくとも十二日前に公示しなければならないこととされているところ、お尋ねについては、令和八年三月二十四日の参議院総務委員会において、林総務大臣が「解散・総選挙の選挙期日に関する規定の改正を検討する場合は、選挙の管理執行面における影響にとどまらず、選挙の仕組みを変えるということにもなり、各方面に影響を与えることから、各党各会派において幅広い観点からの議論が必要な問題であると、そういうふうと考えております。」と答弁したとおりである。

六について

御指摘の「持続可能な選挙執行体制を確立する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、適切な選挙の管理執行や各選挙管理委員会の職員の事務負担の軽減に引き続き取り組んでまいりたい。

トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月二十五日

ラサール石井

参議院議長 関口 昌一殿

トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問主意書

選挙時における不特定多数への法令上の性別の暴露を伴う投票所の運営に関し、トランスジェンダー当事者(以下「当事者」という。)の多くが対応を求めている。二〇二一年十一月八日公開の長崎新聞ウェブサイトでは、第四十九回衆議院議員総選挙において、長崎県東彼杵郡波佐見町の投票所の受付が男女別になっていたことについて、地元の性的マイノリティー支援団体代表が「参政権の侵害につながる恐れもある」と指摘している旨報じられた。また、二〇二六年三月二十二日付け東京新聞では、第五十一回衆議院議員総選挙において、東京、千葉、埼玉、神奈川の一都三県の七十二自治体のうち、東京都及び千葉県の五自治体で男女別受付が行われており、当該地域に暮らす当事者が「参政権の阻害につながりかねない」と懸念している旨報じられた。

自治体は、こうした問題への対応を進めている。二〇二三年十二月二十五日公開の産経新聞ウェブサイトは、静岡県浜松市が支援団体からの要望を受け、二〇二五年の静岡県知事選挙までに

投票用紙交付機の男女別押しボタンを廃止する方向で検討している旨報じた。二〇二四年十月二十二日公開の読売新聞ウェブサイトは、東京都世田谷区が第二十六回参議院議員通常選挙から当事者への配慮として投票所の受付時に氏名を読み上げず、係員が整理券に印字された氏名を指さし、「ご本人様で間違いありませんね」と質問する方法に変更している旨報じた。また、東京都武蔵野市においても同様の対応が第五十回衆議院議員総選挙から行われている旨報じた。

こうした自治体の対応は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(二〇二三年法律第六十八号)第三条の理念に合致し、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」とものと考え、当事者が全国に存在するため、自治体任せにせず、国がリーダーシップを発揮して対応すべきとの問題意識から、以下質問する。

一 男女別の投票率を集計し公開することは、政治分野、特に投票へのアクセスに係るジェンダーギャップを測る意味で重要である。当該集計は、不特定多数への法令上の性別の暴露を伴う男女別受付や投票用紙交付機の男女別押しボタンを用いなくとも可能である。実際に自治体で採用されている不特定多数への法令上の性別の暴露を伴わない集計方法の具体例を示された

二 第五十一回衆議院議員総選挙に際し、不特定多数への法令上の性別の暴露を伴う男女別受付や投票用紙交付機の男女別押しボタンが用いられた投票所の実数を示されたい。実数を把握していない場合、調査する必要があると考え

が、政府の見解を示されたい。

三 第五十一回衆議院議員総選挙に際し、受付時に氏名を読み上げる本人確認を行った投票所の実数を示されたい。実数を把握していない場合、調査する必要があると考え、政府の見解を示されたい。

四 男女別受付や投票用紙交付機の男女別押しボタン、氏名を読み上げる本人確認の廃止を実現するため、政府としてどのようなリーダーシップを発揮するか示されたい。

右質問する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員ラサル石井君提出トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサル石井君提出トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「実際に自治体で採用されている不特定多数への法令上の性別の暴露を伴わない集計方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法(昭和二十五年法律第百

号)第四十四条第二項により、選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができないこととされており、また、同法第二十条第一項により、選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等

の記載をしなければならないこととされていることから、選挙人名簿等を活用して、御指摘のように「男女別の投票率を集計」することは可能である。

二から四までについて

お尋ねの「不特定多数への法令上の性別の暴露」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「男女別受付や投票用紙交付機の男女別押しボタンが用いられた投票所の実数」及び「受付時に氏名を読み上げる本人確認を行った投票所の実数」は把握していない。総務省においては、第五十一回衆議院議員総選挙に際して、「投票所の設備等に関する留意事項について」(令和八年一月十九日付け総行管第五十八号総務省自治行政局選挙部長通知)により、投票所における「プライバシーの確保等」に留意することとを各選挙管理委員会に要請しており、「プライバシーの確保等」については、各選挙管理委員会において、適切に対応すべきものと考えていることから、お尋ねのような調査をすることは考えていない。引き続き、投票所における「プライバシーの確保等」に留意するよう各選挙管理委員会に要請してまいりたい。

